

人生の「もしも」を「安堵」にかえる。



介護保険Cセレクト

「&LIFE 介護保険Cセレクト」は「介護・認知症選択型保障保険（無解約返戻金型）無配当」の販売名称です。

要介護状態または認知症になられたときを**一生涯**にわたり保障します。

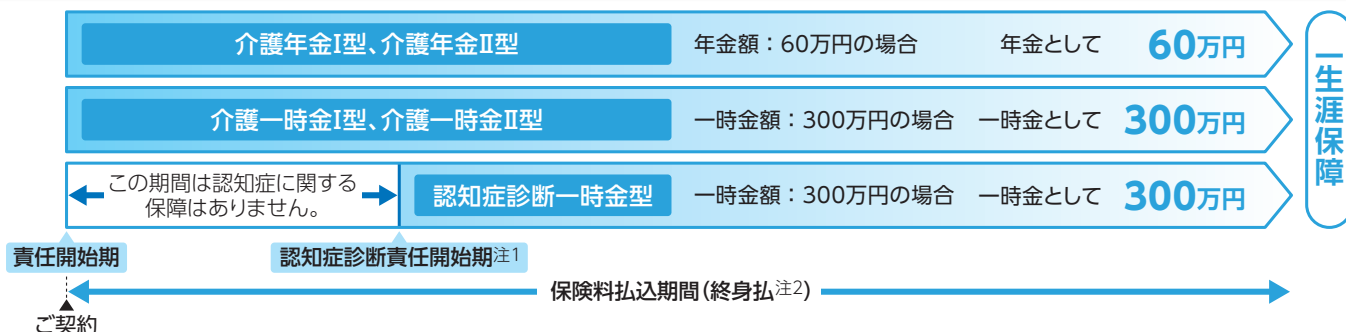
特徴 ① 保険契約の型に応じて、一生涯にわたり**要介護状態**や**認知症**になられたときに備えることができます。

特徴 ② ニーズに合わせて、**保険契約の型を選ぶことができます**。

※保険契約の型は、保険期間の途中で変更できません。

商品の概要(主契約)

保険期間・保険料払込期間：終身 の場合



注1 裏面の「器質性認知症・軽度認知障害に関する保障の開始(認知症診断責任開始期)について」をご確認ください。

注2 保険料払込期間については、一定期間で保険料のお払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。

※具体的なご契約の内容(年金・給付金額等、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等)は、「申込書」や「保険設計書」等でご確認ください。

〈介護年金I型、介護年金II型〉

保険契約の型	年金	お支払いできる場合(お支払事由)
介護年金I型	要介護1年金	病気やケガで次のいずれかに該当されたとき ・公的介護保険制度に定める要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき ・満65歳未満の被保険者について、約款所定の日常生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき
介護年金II型	要介護2年金	病気やケガで次のいずれかに該当されたとき ・公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ・満65歳未満の被保険者について、約款所定の生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

※年金の種類は、終身年金と5年確定年金から選択できますが、保険期間の途中で変更できません。

※終身年金のお支払回数に限度はありません。第1回の要介護1年金または要介護2年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に生存している限り、終身にわたって第2回以後の要介護1年金または要介護2年金をお受け取りいただけます。

※5年確定年金のお支払回数は5回です。第1回の要介護1年金または要介護2年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、第2回以後の要介護1年金または要介護2年金をお受け取りいただけます。

〈介護一時金I型、介護一時金II型〉

保険契約の型	給付金	お支払いできる場合(お支払事由)
介護一時金I型	要介護1一時金	病気やケガで次のいずれかに該当されたとき ・公的介護保険制度に定める要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき ・満65歳未満の被保険者について、約款所定の日常生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき
介護一時金II型	要介護2一時金	病気やケガで次のいずれかに該当されたとき ・公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ・満65歳未満の被保険者について、約款所定の生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

※要介護1一時金または要介護2一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

〈認知症診断一時金型〉

保険契約の型	給付金	お支払いできる場合(お支払事由)
認知症診断一時金型	認知症診断一時金	病気やケガで認知症診断責任開始期以後に初めて約款所定の器質性認知症と医師によって診断確定されたとき

※認知症診断一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

裏面も必ずご確認ください。➡

主な取扱規定(主契約)

※ご契約内容によっては、お申込みいただけない場合がありますので、ご注意ください。

契約年齢範囲	15歳～85歳注1
年金・給付金額	〈介護年金Ⅰ型、介護年金Ⅱ型〉年金額:20万円～120万円 〈介護一時金Ⅰ型、介護一時金Ⅱ型〉一時金額:50万円～1,000万円 〈認知症診断一時金型〉一時金額:50万円～500万円
付加可能な特則	●軽度介護一時金給付特則注2 ●軽度認知障害診断一時金給付特則注3
付加可能な特約	●新保険料払込免除特約

注1 認知症診断一時金型の場合は、20歳～85歳

注2 軽度介護一時金給付特則は、保険契約の型が介護年金Ⅰ型、介護年金Ⅱ型、介護一時金Ⅰ型または介護一時金Ⅱ型の場合に付加することができます。

注3 軽度認知障害診断一時金給付特則は、保険契約の型が認知症診断一時金型の場合に付加することができます。

主なご留意点

●器質性認知症・軽度認知障害に関する保障の開始(認知症診断責任開始期)について

認知症診断一時金型の器質性認知症に関する保障の開始および軽度認知障害診断一時金給付特則の軽度認知障害に関する保障の開始(認知症診断責任開始期)は責任開始日注4からその日を含めて180日を経過した日の翌日(181日目)からとなります。

注4 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。



●解約返戻金について

〈主契約〉

保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。

ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払いいただいている場合のみ、解約返戻金(保険契約の型に応じて要介護1年金額、要介護2年金額、要介護1一時金額、要介護2一時金額、認知症診断一時金額のいずれかの5%)をお受け取りいただけます。なお、主契約のお支払事由に該当する前に限ります注5。

注5 軽度介護一時金、軽度認知障害診断一時金をお支払いした場合でも解約返戻金があります。

〈特約〉

保険期間を通じて解約返戻金はありません。

●保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。
 - ・病気やケガで、約款所定の高度障害状態になられたとき
 - ・不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ・ご契約者または被保険者の故意によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき 等

■法人がご契約者となる場合の留意点

- ・法人向け保険商品は、(死亡)保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための「保障」等を目的とする商品です。
- ・法人向け保険商品をお選びいただく際には、注意喚起文書「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を必ずご覧ください。
- ・経理処理の際に必要な情報につきましては、「保険設計書」や、「保険証券」に同封の書類にてご確認ください。
- ・税務上の取扱いについては、2024年1月 施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。また、具体的な経理処理にあたっては、税理士等の専門家にご相談ください。

- ・ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。・公的介護保険制度が改正された場合、お支払事由を変更することがあります。
- ・このご案内は商品の概要を説明しています。ご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

三井住友海上駿河台新刊15階

東京企業第一営業部営業第一課

TEL : 03-3259-3306